

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	35	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> (都市計画税)		
要望 項目名	鉄道・運輸機構がJR貨物に無償で貸し付けている土地に係る非課税措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「鉄道・運輸機構」という。）がJR貨物に無償で貸し付けている土地で鉄道事業の用に供するもの。</p> <p>・ 特例措置の内容 固定資産税・都市計画税 非課税</p>		
関係条文	<p>地方税法第348条第2項第34号、地方税法施行令第51条の14 地方税法施行規則第10条の13</p>		
減収 見込額	(初年度) — (▲603) (平年度) — (▲603) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 鉄道・運輸機構は、債務等処理法に基づき、旧日本国有鉄道清算事業団から承継した年金等費用の支払いを行うために、土地及びJR株式の処分等を実施しているところであり、これら資産処分収入等を少しでも多くすることにより、将来にわたる旧国鉄職員年金等の支払いを確実かつ円滑に実施することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 旧国鉄職員年金等債務の償還に充当するため、鉄道・運輸機構は日本国有鉄道清算事業団から承継した土地の処分を行っているが、このためには土地上に存するJR貨物の施設の移転が必要となるため、当該施設の移転が終了するまでの間、鉄道・運輸機構がJR貨物に無償で貸し付けている土地について、固定資産税・都市計画税の非課税措置が講じられてきたところである。 現在、JR貨物に対し無償で貸し付けているものは梅田貨物駅敷地のみとなっているが、基盤整備事業により同駅に存するJR貨物の施設を平成23年度までに吹田貨物ターミナル及び百済駅に移転を完了する予定であったが、工事の進捗に伴って埋蔵文化財が発見され、工事を2年延長せざるを得ない状況に至った。このため、引き続き当該JR貨物の施設の移転を円滑に行うため、本特例措置の延長が必要である。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基盤整備事業は、日本国有鉄道改革法などに基づき、鉄道・運輸機構が旧日本国有鉄道清算事業団から承継した用地を更地化してその売却を図り、年金等債務の償還に充当するとして国鉄改革のスキームの一環として行われるものである。</p> <p>また、当該基盤整備事業は、独立行政法人通則法第 29 条に基づく中期目標において「土地処分等の円滑な実施」として国土交通大臣により鉄道・運輸機構が達成すべき業務運営に関する目標として定められている。</p>
	政策の達成目標	J R 貨物梅田駅基盤整備事業の完了
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	平成 25 年 1 月 1 日までの 2 年間延長
	同上の期間中の達成目標	J R 貨物梅田駅基盤整備事業の完了
	政策目標の達成状況	基盤整備事業については、埋蔵文化財の発見により、梅田駅基盤整備事業が遅れているため、当初の政策目標は達成されていない。(平成 25 年度完了予定)
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>1 法人 鉄道・運輸機構</p> <p>基盤整備事業については、梅田駅基盤整備事業のみが残された状況となっていることから、想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏ったりしているものではない。</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置により、基盤整備事業が円滑に行われ、基盤整備事業が完了することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	鉄道・運輸機構は債務等処理法に基づき、日本国有鉄道清算事業団より承継した旧国鉄職員年金等債務の償還を行うため、土地の処分等を実施しているところであり、これを円滑に進めるためには、本特例措置を延長することが適切である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 18 年度 583 百万円 平成 19 年度 553 百万円 平成 20 年度 553 百万円 平成 21 年度 553 百万円 平成 22 年度 544 百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>基盤整備事業については、これまで本特例措置等の効果により円滑に進められ、梅田駅基盤整備事業が唯一残すのみとなっており、本特例措置の延長により基盤整備事業の完了が見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>J R 貨物梅田駅基盤整備事業の推進を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>梅田駅の機能移転先である吹田地区・百済地区において埋蔵文化財が発見され、平成 23 年度に予定されていた移転の完了が 2 年遅れることとなったため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 61 年度税制改正要望提出（創設） 平成 09 年度税制改正要望提出（対象を見直し延長） 平成 10 年度税制改正要望提出（承継法人を縮減し延長） 平成 14 年度税制改正要望提出（承継法人を縮減し延長） 平成 19 年度税制改正要望提出（延長）</p>
<p>ページ</p>	<p>35-3</p>